

理事の職務権限規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 23 条第 3 項の規定により、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び執行理事たる副会長、専務理事及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第 3 条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理 事)

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第 5 条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第 6 条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第 7 条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第 8 条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 理事会が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成23年4月15日から施行する。

別 表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者			
	会 長	副会長	専務理事	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○			
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○			
人事及び給与制度の立案に関すること	○			
国内出張(役員、職員)に関すること	○			
契約の締結				
一件 500万円以上	○			
一件 500万円未満		○	○	
一件 100万円未満(事業関係)				○
支出				
一件 500万円以上	○			
一件 500万円未満		○	○	
一件 100万円未満(事業関係)				○
講習会等事業の実施に関すること				○
会費に関すること	○			
職員の教育・研修に関すること			○	
渉外に関すること		○	○	
福利厚生(役員含む)に関すること			○	
外部に対する文書発簡				
特に重要なもの	○			
重要なもの		○	○	
比較的重要なもの			○	
(うち事業に関するもの)				○
一般事務連絡			○	
(うち事業に関するもの)				○

※上記は専決事項とし、代決権限は別に定める。